

京都府中丹パートナーシップセンター運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、京都府NPOパートナーシップセンター設置要綱別表第1に掲げる京都府中丹パートナーシップセンター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、中丹地域において地域活動を行う団体等による相互のネットワークや活動基盤の充実を支援することにより、地域で支え合う府民協働の強化・推進等を図ることを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）相談等に関すること
- （2）情報の収集及び発信に関すること
- （3）交流会の開催等に関すること
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要なこと

（運営）

第4条 センターの運営責任者は、京都府中丹広域振興局地域連携・振興部企画・連携推進課長とする。

2 運営責任者は、「京都府中丹パートナーシップ推進会議」を設置し、前条の業務を行う上で必要な助言を求めることができる。

（会員の登録）

第5条 センターには、次の各号に該当する地域活動を行う団体が登録することができる。

- （1）不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的に行われる活動であって、次のいずれにも該当しないものを行うことを主たる目的とする団体
 - ア 営利を目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- （2）NPOや地域活動団体に係る教育・研究を行う大学等の教育機関
- （3）その他運営責任者が登録を認める団体

（登録会員の区分）

第6条 登録会員は、センターの趣旨に賛同し、情報交換等相互交流を促進することによりセンターの活動を支援する団体とする。

（登録の申請）

第7条 センターに登録しようとする団体は、運営責任者に対し、登録申請書（第1号様式）に必要な

書類を添えて提出しなければならない。

- 2 運営責任者は、前項の申請を受けた場合、登録の可否を審査し、承認した場合は登録証（第2号様式）を交付するものとする。

（登録の拒否等）

第8条 次の各号の一に該当する活動を行い、又は行おうとする団体から登録申請があった場合、登録を拒否することができる。

- (1) 第5条第1号のアからエまでに掲げる活動
- (2) 個人の私的な活動

(3) その他、「自主的・非営利性・社会貢献を基本理念とした活動」に反すると認められる活動

2 次の各号の一に該当する団体からの登録申請があった場合、運営責任者は登録を拒否しなければならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体。

（登録の取消し）

第9条 登録承認後、次に該当する場合は、運営責任者の判断により当該会員の登録承認を取消すことができるものとする。

- (1) 登録申請書及び入会時の提出資料の記載内容に故意による虚偽があると認められたとき
- (2) 入会審査の基準に反することが明らかになった場合

（メーリングリスト等の利用）

第10条 登録会員は、センターのメーリングリスト等を利用することができる。但し、次の各号に該当する投稿を行ってはならない。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 公共性を著しく害するもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 誇大なもの又は虚偽の内容のもの
- (6) 品位を損なうおそれのあるもの
- (7) 他人に不利益を与えるおそれのあるもの
- (8) その他、掲載する内容として適当でないと認められるもの

2 前項但し書きの投稿が行われた場合、運営責任者は当該投稿を削除することができる。

（経費）

第11条 センターの運営に係る経費は、府費をもって充てる。

（事業年度）

第12条 センターの事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、平成21年度については、9月15日から始まるものとする。

(委任規定)

第13条 この規定に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営責任者において定めることができる。

附則

この規程は、平成21年9月15日から施行する。

この規程は、平成25年7月12日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。